

野球場基本使用料 ～令和8年3月31日まで

区分				金 額						
				早期	午前	午後	夜間	全日	延長	
				6時30分～ 8時30分	9時～12時	13時～16時30分	17時30分～21時	9時～21時	16時30分～17時	21時を超える 30分につき
スポーツに 利用するとき	入場料金を 徴しない場合	平日		4,260	6,400	7,470	7,470	21,340	1,050	1,050
		土曜日、日曜日及び祝日		5,330	7,890	9,390	9,390	26,670	1,380	1,380
	入場料金を 徴する場合	営利を目的 としないとき	平日	12,800	19,210	22,420	22,420	64,050	3,190	3,190
			土曜日、日曜日 及び祝日	16,010	23,700	28,180	28,180	80,060	4,050	4,050
		営利を目的 とするとき	平日	38,430	57,660	67,270	67,270	192,200	9,600	9,600
			土曜日、日曜日 及び祝日	48,050	71,110	84,570	84,570	240,250	12,170	12,170
野球場 その他の 場合	入場料金を 徴しない場合	平日		8,540	12,800	14,940	14,940	42,680	2,120	2,120
		土曜日、日曜日及び祝日		10,670	16,010	18,670	18,670	53,350	2,660	2,660
	入場料金を 徴する場合	営利を目的 としないとき	平日	38,430	57,660	67,270	67,270	192,200	9,600	9,600
			土曜日、日曜日 及び祝日	48,050	71,110	84,570	84,570	240,250	12,170	12,170
		営利を目的 とするとき	平日	115,330	173,000	201,830	201,830	576,660	28,820	28,820
			土曜日、日曜日 及び祝日	144,170	216,150	252,350	252,350	720,850	36,090	36,090
	室内練習場 （2分の1の面積を利用するもの）			630	740	740	740	2,220	150	150
	第1会議室			1,700	2,980	2,980	2,980	8,940	420	420
	第2会議室			850	1,490	1,490	1,490	4,470	200	200

※市内に住所を有しない個人または市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、**基本料金**の**1. 5倍**となります。

野球場基本使用料(料金改定後)令和8年4月1日～

区分				金 額							
				早期	午前	午後	夜間	全日	延長		
				6時30分～ 8時30分	9時～12時	13時～16時30分	17時30分～21時	9時～21時	16時30分～17時	21時を超える 30分につき	
野 球 場	スポーツに 利用するとき	入場料金を 徴しない場合	平日	6,390	9,600	11,200	11,200	32,000	1,570	1,570	
			土曜日、日曜日及び祝日	7,990	11,830	14,080	14,080	39,900	2,070	2,070	
	入場料金を 徴する場合	営利を目的 としないとき	平日	19,200	28,810	33,630	33,630	96,070	4,780	4,780	
			土曜日、日曜日 及び祝日	24,010	35,550	42,270	42,270	120,090	6,070	6,070	
		営利を目的 とするとき	平日	57,640	86,490	100,900	100,900	288,290	14,400	14,400	
			土曜日、日曜日 及び祝日	72,070	106,660	126,850	126,850	360,360	18,250	18,250	
	その他の場合	入場料金を 徴しない場合	平日	12,810	19,200	22,410	22,410	64,020	3,180	3,180	
			土曜日、日曜日及び祝日	16,000	24,010	28,000	28,000	80,010	3,990	3,990	
		入場料金を 徴する場合	営利を目的 としないとき	平日	57,640	86,490	100,900	100,900	288,290	14,400	14,400
				土曜日、日曜日 及び祝日	72,070	106,660	126,850	126,850	360,360	18,250	18,250
			営利を目的 とするとき	平日	172,990	259,500	302,740	302,740	864,980	43,230	43,230
				土曜日、日曜日 及び祝日	216,250	324,220	378,520	378,520	1,081,260	54,130	54,130
		室内練習場 （2分の1の面積を利用するもの）			940	1,110	1,110	1,110	3,330	220	220
		第1会議室			2,550	4,470	4,470	4,470	13,410	630	630
		第2会議室			1,270	2,230	2,230	2,230	6,690	300	300

※市内に住所を有しない個人または市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、**基本料金**の**1. 5倍**となります。